

霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成27年11月27日提出

霧島市長 前田 終止

霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第151号）の一部を次のように改正する。

第2条の表霧島市立国分舞鶴園の項を削る。

第4条中「国分舞鶴園の入所定員は55人、横川長安寮」を、「横川長安寮」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（提案理由）

霧島市保健福祉施設民営化実施計画に基づき霧島市立養護老人ホーム国分舞鶴園を民営化することに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。